

令和7年土幌町議会第3回定例会（第1号）

令和7年9月5日

1 議事日程

- 日程番号1 会議録署名議員の指名
- 日程番号2 会期の決定
- 日程番号3 諸般の報告
- 日程番号4 行政報告
- 日程番号5 教育行政報告
- 日程番号6 今期議会議案提案理由総括説明
- 日程番号7 議報告第1号 総務文教常任委員会所管事務調査報告
- 日程番号8 議案第1号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について
- 日程番号9 議案第2号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 日程番号10 議案第3号 北海道町村議會議員公務災害補償等組合規約の変更について
- 日程番号11 議案第4号 教育委員会委員の任命について
- 日程番号12 議案第5号 損害賠償額の決定及び和解について
- 日程番号13 議案第6号 士幌町議會議員及び士幌町長の選挙における選挙運動の公営
に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程番号14 議案第7号 へき地保育所条例を廃止する条例案
- 日程番号15 議案第8号 令和7年度士幌町一般会計補正予算（第5号）
- 日程番号16 議案第9号 令和7年度士幌町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程番号17 議案第10号 令和7年度士幌町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程番号18 議案第11号 令和7年度士幌町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程番号19 議案第12号 令和7年度士幌町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）

2 出席議員（12名）

1番 中村 貢	2番 森本 真隆	3番 山中 明裕	5番 矢坂 賢哉
6番 牧野 圭司	7番 大西 米明	8番 西山 伸宏	9番 伊藤 健蔵
10番 成田 哲也	11番 曽我 弘美	12番 秋間 紘一	13番 河口 和吉

3 欠席議員（0名）

4 地方自治法第121条の規定による説明のための出席した者

町長	高木 康弘	教育長	土屋 仁志
代表監査委員	寺田 和也	農業委員会会長	森本 耕二

5 士幌町長の委任を受けて出席した者

副町長	亀野 優生	総務課長	西野 孝典
地域戦略課長	小野寺 務	会計管理者	三野宮智恵子
町民課長	角田 淳二	保健福祉課長	佐藤 慶岩
産業振興課長	吉川 和美	建設課長	上山 英樹
建設課道路維持担当課長	若原 裕	病院事務長	増田 達也
特老施設長	福田 剛大	幼児教育課長	郷原 敏宏
消防課長	仙石 譲		

6 教育長の委任を受けて出席した者

参事	下坂 吉彦	教育課長	川岸 滋一
給食センター所長	加納 正信	高校事務長	杉山みちる

7 農業委員会会長の委任を受けて出席した者

事務局長	加藤 吉宏
------	-------

8 職務のため出席した者

事務局長	藤内 和三	係長	戸水 祐也
------	-------	----	-------

9 議事録

会 議 の 経 過 (午前 10 時 00 分)

	河口議長	ただいまの出席議員は12名であります。 定足数に達していますので、令和7年第3回士幌町議会定例会を開会します。 これから本日の会議を開きます。 議事日程は、お手元に配付のとおりです。
1		日程第1、会議録署名議員の指名を行います。 会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、12番、秋間紘一議員及び1番、中村貢議員を指名します。
2		日程第2、会期の決定を議題とします。 お諮りします。本定例会の会期は、去る9月1日、議会運営委員会を開催し、協議の結果、本日から9月12日までの8日間とし、本日配付した会期日程表のように付議したいと思います。これにご異議ありませんか。
	河口議長	(異議なし) 異議なしと認めます。 会期は、本日から9月12日までの8日間に決定しました。
3		日程第3、諸般の報告を行います。 閉会中の議会の主な出来事については、お手元に配付のとおりです。

4・5

高木町長

次に、監査委員から提出のあった例月出納検査報告書は、お手元に配付のとおりです。

次に、町より健全化判断比率及び資金不足比率報告書並びに教育委員会より教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検及び評価報告書は、お手元に配付のとおりです。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4、行政報告及び日程第5、教育行政報告を行います。

行政報告及び教育行政報告については、お手元に配付のとおりです。

ここで町長より発言を求められていますので、これを許します。町長、登壇願います。

行政報告書の最初の部分について朗読し、報告いたします。

本日ここに、第3回定例町議会を招集いたしましたところ、議員各位には極めてご多用の折にもかかわらずご出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

それでは、6月定例町議会以降の町政の推移についてご報告申し上げます。

はじめに、令和7年度住民税の課税誤りについてご報告申し上げます。

令和7年度の住民税について、納税通知書を発布した後に一部の納税者の課税額に寄付金控除が反映されていないことが判明いたしました。

改めて正しい税額を算定したところ、減額となる税額が202万400円、対象者が19人となりました。

経緯・原因につきましては、課税事務の際に課税資料の合算処理が正しく行われているかを確認するためにチェックリストを作成し使用しておりますが、担当職員の確認処理が適正に行われていなかったこと、また、国の電子申告システムにより確定申告が行なわれた方について、国税連携システムにより取り込んだデータに寄付金控除に必要な情報が不足していたことによるものであります。

対象となる納税者の皆様には、お詫びと税額の更正内容の説明を行っており、正しい税額で納入いただけるよう手続きが終了しているところであります。

今後二度と同様の事案を起こさぬよう、今一度、業務手順の確認とチェックリストの項目を再度見直し、チェック体制の強化に努めて参ります。

改めまして、この度の住民税の課税誤りに際し、納税者の皆様を始め、関係各位に対し多大なるご迷惑をおかけし、町民の信頼を損ねる事態となったことに対しまして、深くお詫び申し上げます。

次に、テレビ受信機能のある公用車におけるNHKとの受信契約に関する経過についてご報告申し上げます。

河口議長

町で使用する公用車の内、テレビの受信機能のある車両6台について、NHKとの受信契約を締結しておらず、受信料が未払いとなっていたことが判明いたしました。

今回の事案は、5月にNHK札幌放送局から町へ確認依頼の連絡を受け、町の公用車すべてを調査した結果判明したもので、テレビを視聴する意図がないものであっても受信機能があるカーナビなどの機器を搭載している場合は、受信契約の締結と受信料の支払いが必要になるという認識が欠けていたことが要因であります。

これらの判明後、公用車6台すべてのテレビアンテナの取り外しを実施することと併せて、NHKとの受信契約の締結及び解約の手続きを進め、8月中旬に当該公用車6台分の未払受信料8万1,400円の支払いを完了したところであります。

町民の信頼を損ねる事態となり、深くお詫び申し上げますとともに、今後は、必要がある場合を除いて、テレビの受信機能がない機器を選定するなど、制度の理解と適正な運用を徹底して参りたいと存じます。

これ以降につきましては、行政報告書に記載のとおりでございます。

なお、行政報告及び教育行政報告に関連して一般質問を追加される方は、本日午後4時までに通告書を提出されるようお願いいたします。

これで行政報告及び教育行政報告を終わります。

日程第6、本定例会に提出された議案について理事者から提案理由の総括説明を求めます。副町長、登壇願います。

亀 野
副 町 長

それでは、今期定例議会に提案しております議案の総括説明をいたします。

議案につきましては、一部事務組合規約の変更3件、教育委員会委員の任命に伴う人事案件1件、損害賠償額の決定及び和解が1件、条例の廃止及び一部改正がそれぞれ1件と令和7年度一般会計ほか4特別会計の補正予算が5件と令和6年度一般会計ほか各会計の決算認定8件の合計20件の議案を提出させていただきます。

議案第1号から議案第3号は、団体の脱退に伴う北海道市町村総合事務組合規約、北海道市町村職員退職手当組合規約及び北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の3件の変更についてでございます。

議案第4号は、任期満了に伴う教育委員会委員の任命について議会の同意を求めるものでございます。議案第5号は、損害賠償額の決定及び和解についてでございます。議案第6号は、国會議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律、公職選挙法施行令の改正に伴い、士幌町議会議員及び士幌町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部改正について、議案第7号はへき地保育所の閉所に伴うへき地保育所条例の廃止についてでございます。議案第8号から第12号は補正予算であります、一般会計ほか4特別会計の合計5会計の補正予算でございます。認定第1号から第8号までは、令和6年度の一般会計

7 河口議長
森 本
委 員 長

ほか4特別会計、3事業会計の決算認定であります。

以上、本日ご提案をいたしました議案についてご説明を申し上げましたが、議案提案の都度詳細をご説明いたしますので、ご審議の上、可決決定賜りますようお願い申し上げ、総括説明といたします。

日程第7、議報告第1号「総務文教常任委員会所管事務調査報告」を行います。

総務文教常任委員長、登壇願います。

議報告第1号。

令和7年9月5日。

士幌町議会議長、河口和吉様。

総務文教常任委員長、森本真隆。

総務文教常任委員会所管事務調査報告。

本委員会は、閉会中に所管事務調査を実施したので、その結果を報告します。

所管事務調査報告書1ページをお開きください。第1、調査事項、地域おこし協力隊について。

第2、調査の趣旨、目的。総務省の地域活性化策の一つである地域おこし協力隊制度について本町では平成26年度から募集を開始、平成27年度に3名の採用をして以来、現在までに16名が隊員として活躍している。このたびの所管事務調査では、「地域おこし協力隊について」と題し、本町の実績及び課題等について調査を行った。

4ページをお開きください。第7、所感。地域おこし協力隊制度について、本町においては平成26年度に初めての募集、平成27年度に3名の協力隊員を採用して以来、現在までに16名の隊員が活動している。任期終了後に定住や起業も期待されるが、本町では7名定住、1名が起業しており、高い定住率となっている。

募集は、町ホームページやJOIN（ジョイン）を通じて行い、採用については書類選考、面接によって士幌町で働く意欲やそれまでの職種等経歴についても慎重に判断しながら行われている。現在は、十勝管内全体で隊員の任用数が募集人数を下回っている状況にあり、総合振興局として広域にPRする予定があることから、効果を見守りたい。

本町では、各課からの要望を集約し、募集を行っているが、所属課に偏りの見られる採用もある。他自治体の成功例に対する研究や町民の意見、要望についての確認を進めることで政策に対してより効果のある採用を行っていただきたい。また、本町の高い定住率や活動事例を募集要項に掲載することで申込者の関心を高める効果が期待できるため、実施について検討が必要である。

町内外に向けての活動の様子は、通信の発行やフェイスブック等を通して行われているが、町民との交流、意見交換、活動報告会などの

		<p>機会がさらに増えることを望む。一方で協力隊員への誤った認識や過度の期待などにも十分な配慮が必要であり、今まで以上に町民に広く理解される地域おこし協力隊制度活用を心がけていただきたい。</p> <p>今後も多様な意見や肌感覚を持った新しい風である隊員の皆さんのお躍に大いに期待したい。</p> <p>以上、報告といたします。</p>
8・9	河口議長	<p>これで総務文教常任委員会所管事務調査報告を終わります。</p> <p>日程第8、議案第1号「北海道市町村総合事務組合規約の変更について」、日程第9、議案第2号「北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について」、日程第10、議案第3号「北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について」、以上3件を関連議案として一括議題とします。</p>
10	亀野副町長	<p>朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。</p> <p>議長のお許しがありましたので、議案第1号から第3号まで一括して提案理由についてご説明をいたします。</p> <p>最初に、議案第1号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について説明をいたします。これは、加入団体の脱退に伴う関連箇所の規約改正であります。地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。この組合は、市町村の非常勤職員等の公務上の災害に対する損害補償に関する事務を行う組合でございます。</p> <p>恐れ入ります。説明資料の5ページをお開き願います。別表第1の檜山振興局の江差町・上ノ国町学校給食組合が抜けることで、管内の欄の振興局ごとの団体数を記載のとおり改めるものでございます。</p> <p>次の別表第2も同様にただいま説明をいたしました団体を削除するものでございます。</p> <p>附則でございますが、地方自治法第286条第1項の規定により、北海道知事の許可の日から施行するものであります。</p> <p>次に、議案第2号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について説明をいたします。この議案も議案第1号と同様の理由により議会の議決を求めるものでございます。この組合は、市町村職員の退職手当の支給事務を共同処理する組合でございます。</p> <p>説明資料の6ページを御覧願います。別表中の檜山管内、江差町・上ノ国町学校給食組合の脱退に伴い、一部事務組合及び広域連合の表を改めるものでございます。</p> <p>附則でございますが、地方自治法第286条第1項の規定により、総務大臣の許可の日から施行するものであります。</p> <p>次に、議案第3号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について説明をいたします。説明資料の7ページを御覧願います。この議案も議案第1号、第2号と同様の理由により議会の議決を求めるものであります。この組合は、北海道町村議会議員等に対する公務</p>

		災害補償等に関する事務を共同処理する組合でございます。 別表第1中の江差町・上ノ国町学校給食組合の脱退に伴い削除する ものでございます。
		附則でございますが、地方自治法第286条第1項により、総務大臣の 許可の日から施行するものであります。
		以上、議案第1号から第3号までの説明といたします。
	河口議長	これから質疑を行います。ありませんか。
		(な し)
	河口議長	質疑を終わり、これから討論を行います。
		(な し)
	河口議長	討論なしと認め、これから議案第1号を採決します。
		本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
		(異議なし)
	河口議長	異議なしと認めます。
		よって、本案は原案のとおり可決されました。
		これから議案第2号を採決します。
		本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
		(異議なし)
	河口議長	異議なしと認めます。
		よって、本案は原案のとおり可決されました。
		これから議案第3号を採決します。
		本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
		(異議なし)
11	河口議長	異議なしと認めます。
		よって、本案は原案のとおり可決されました。
		日程第11、議案第4号「教育委員会委員の任命について」を議題と します。
		朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。
	高木町長	議案第4号につきましては人事案件で、教育委員会委員の任命につ いてであります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第 2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。
		現教育委員会委員であります時光早苗氏が本年9月30日で任期にな るものでありますが、記載のとおり、時光早苗氏を再任しようとする ものであります。
		なお、任期につきましては、本年10月1日より4年間であります。
		同意をいただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明に代えさ せていただきます。
	河口議長	説明が終わりましたので、質疑、討論を省略し、これより議案第4 号を採決します。
		本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

1 2	河口議長	(異議なし)
	亀野副町長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。 日程第12、議案第5号「損害賠償額の決定及び和解について」を議題とします。
	亀野副町長	朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。 議案第5号 損害賠償額の決定及び和解について説明をいたします。 それでは、議案書の6ページを御覧願います。これは、令和7年7月22日に発生した物損事故について、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を得ようとするものでございます。 事故の内容は、字中土幌西2線84番地7地先の中土幌の森パークゴルフ場を管理中の本町所有草刈り機からの飛び石が国道241号を走行中の[REDACTED]所有車両のガラスに当たり破損し、損害を与えたものでございます。 1の損害賠償の額は10万9,318円、2の和解の内容は町に対し本件に関し今後一切の請求、異議申立てをしないという内容であります。3の和解の相手方は、[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]であります。4の事故の内容は、先ほど説明したとおりでございます。
	河口議長	以上、議案第5号の説明といたします。 これから質疑を行います。ありませんか。
	河口議長	(なし) 質疑を終わり、これから討論を行います。
	河口議長	(なし) 討論なしと認め、これから議案第5号を採決します。
	河口議長	本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
1 3	河口議長	(異議なし)
	亀野副町長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 日程第13、議案第6号「士幌町議会議員及び士幌町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例案」を議題とします。
	亀野副町長	朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。 議案第6号 士幌町議会議員及び士幌町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例案について説明をいたします。
		この改正につきましては、昨今の物価変動等を踏まえ、ビラやポスターの作成の公営に要する経費に関する限度額の見直しが行われ、国

		<p>会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律、公職選挙法施行令の改正に伴い、本町におきましても改正に準じて所要の改正を行うものでございます。</p> <p>それでは、説明資料の8ページを御覧願います。新旧対照表は、9ページから10ページになりますが、本ページの要旨で説明をさせていただきます。</p> <p>主な改正内容でございますが、選挙運動用ビラ及びポスターの作成の公営に要する経費に関わる限度額を記載の選挙運動用ビラ1枚当たり現行7円73銭を8円38銭に、選挙運動用ポスター1枚当たり現行541円31銭を586円88銭にそれぞれ改めるものでございます。</p> <p>施行期日につきましては、公布の日から施行するものでございます。なお、施行された日以後に告示された選挙から適用をいたします。</p> <p>以上、議案第6号の説明といたします。</p> <p>これから質疑を行います。ありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>質疑を終わり、これから討論を行います。</p> <p>(なし)</p> <p>討論なしと認め、これから議案第6号を採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第14、議案第7号「へき地保育所条例を廃止する条例案」を議題とします。</p> <p>朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。</p> <p>議案第7号 へき地保育所条例を廃止する条例案について説明をいたします。</p> <p>それでは、説明資料の11ページを御覧願います。なお、士幌町課設置条例の新旧対照表は12ページから15ページになりますが、本ページのへき地保育所条例を廃止する条例の要旨で説明をさせていただきます。</p> <p>廃止の概要といたしましては、上居辺へき地保育所、川西へき地保育所が令和7年度末をもって閉所することに伴い、本町内の全てのへき地保育所が閉所となりましたので、条例を廃止するものであります。</p> <p>また、この条例の廃止により士幌町課設置条例に規定をされているへき地保育所に関する事項を削除し、付番の整理をするものでございます。</p> <p>次に、施行期日につきましては、令和8年4月1日から施行するものであります。</p> <p>以上、議案第7号の説明といたします。</p>
14	河口議長	
	亀野副町長	

15	河口議長	これから質疑を行います。ありませんか。 (なし)
	河口議長	質疑を終わり、これから討論を行います。 (なし)
	河口議長	討論なしと認め、これから議案第7号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なし)
	河口議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
	西野 総務課長	日程第15、議案第8号「令和7年度士幌町一般会計補正予算〔第5号〕」を議題とします。 朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。総務課長。 総務課長、西野よりご説明申し上げます。 議案第8号 令和7年度士幌町一般会計補正予算〔第5号〕ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,743万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ133億2,637万1,000円に改めようとするものです。
		なお、今回の補正予算の歳出で1節報酬から4節共済費までの職員人件費の補正につきましては、本年4月の人事異動や職員共済組合の負担金の率の変更、退職手当組合に係る追加負担金の額の確定並びに会計年度任用職員の雇用状況等の変更に伴う調整でございますので、各科目でのこれら人件費の説明は省略させていただきますので、ご了承願います。
		それでは、歳出からご説明いたしますので、8ページをお開き願います。8ページ中段の2款1項3目財産管理費では、今後予定する町有施設の解体に向け、法令に基づくアスベストの有無を確認する調査に係る費用として12節委託料にアスベスト調査委託料52万8,000円を追加するものでございます。
		次に、10ページをお開き願います。10ページ上段の3款1項1目社会福祉総務費では、燃料費高騰対策として実施する冬期間の暖房費助成事業の関連費用として10節需用費の印刷製本費に1万6,000円、11節役務費の郵便料、口座振込手数料を合わせて26万7,000円、19節扶助費に冬期暖房費助成事業扶助費920万円を追加するほか、今年度の実績見込みによりひとり親家庭等医療費60万円を追加するものでございます。
		次に、その下の5目高齢者福祉施設費から11ページ上段の9目介護保険費までのそれぞれの目の27節繰出金につきましては、各特別会計の入件費の補正に伴い、それぞれの目において一般会計からの繰出金を追加、または減額するものでございます。
		次に、13ページをお開き願います。13ページ下段の6款2項1目林

	<p>業振興費では、23節投資及び出資金に十勝大雪森林組合出資金287万7,000円を追加し、特定財源として令和6年度の森林組合出資及び事業配当金287万7,000円を充当するものでございます。</p> <p>次に、15ページをお開き願います。15ページ下段の10款2項1目小学校費の学校管理費では、学校給食センターのトイレの増改築に向け、設置予定場所にある土幌小学校の旧焼却炉の撤去に関連する費用として12節委託料にダイオキシン等調査分析委託料63万8,000円を追加するものでございます。</p> <p>次に、17ページをお開き願います。17ページ中段の5項1目社会教育総務費では、先ほどの議案第5号で可決いただきました物損事故の損害賠償に係る費用として21節補償補填及び賠償金に損害賠償金11万円を追加するものでございます。</p> <p>次に、歳入についてご説明いたしますので、7ページをお開き願います。一般財源のみご説明いたします。19款1項1目繰越金の前年度繰越金に5,456万2,000円を追加し、収支の均衡を図ったところでございます。</p> <p>なお、18ページから最終ページの20ページにかけましては、特別職、一般職の給与費明細書を掲載しておりますので、ご参照願います。</p> <p>以上で説明を終わります。よろしくご審議を賜り、原案のとおり可決決定いただきますようお願い申し上げます。</p> <p>河口議長 これから質疑を行います。ありませんか。 (なし)</p> <p>河口議長 質疑を終わり、これから討論を行います。 (なし)</p> <p>河口議長 討論なしと認め、これから議案第8号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なし)</p> <p>河口議長 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第16、議案第9号「令和7年度土幌町国民健康保険事業特別会計補正予算〔第1号〕」を議題とします。</p> <p>朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町民課長。</p> <p>町民課長、角田より議案第9号「令和7年度土幌町国民健康保険事業特別会計補正予算〔第1号〕」についてご説明いたします。</p> <p>第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ927万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億6,508万1,000円に改めようとするものであります。</p> <p>それでは、歳出からご説明いたしますので、5ページをお開き願います。1款1項1目一般管理費につきましては、人事異動及び職員共済組合費等の負担率変更に伴う補正のため、説明を省略させていただ</p>
--	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

		きます。
		2款1項2目高額療養費は、実績見込みにより18節負担金補助及び交付金に1,000万円を追加し、特定財源として保険給付費等交付金を同額充当するものであります。
		歳入につきましては、特定財源で説明いたしましたので、省略させていただきます。
		なお、6ページ、7ページには給与費明細書を掲載しておりますので、ご参照願います。
		以上で説明を終わります。よろしくご審議を賜り、原案のとおり可決決定いただきますようお願い申し上げます。
	河口議長	これから質疑を行います。ありませんか。
		(なし)
	河口議長	質疑を終わり、これから討論を行います。
		(なし)
	河口議長	討論なしと認め、これから議案第9号を採決します。
		本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
		(異議なし)
	河口議長	異議なしと認めます。
		よって、本案は原案のとおり可決されました。
17		日程第17、議案第10号「令和7年度士幌町後期高齢者医療事業特別会計補正予算〔第2号〕」を議題とします。
		朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町民課長。
	角田	町民課長、角田より議案第10号 令和7年度士幌町後期高齢者医療事業特別会計補正予算〔第2号〕についてご説明いたします。
	町民課長	第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ17万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億2,762万8,000円に改めようとするものであります。
		それでは、歳出からご説明いたしますので、5ページをお開き願います。1款1項1目一般管理費につきましては、人事異動及び職員共済組合等の負担率変更に伴う補正のため、説明を省略させていただきます。
		3款1項1目保険料還付金は、実績見込みにより22節償還金利子及び割引料に5万円を追加し、特定財源として前年度繰越金を同額充当するものであります。
		歳入につきましては、特定財源で説明いたしましたので、省略させていただきます。
		なお、6ページ、7ページには給与費明細書を掲載しておりますので、ご参照願います。
		以上で説明を終わります。よろしくご審議を賜り、原案のとおり可決決定いただきますようお願い申し上げます。

18	河口議長	これから質疑を行います。ありませんか。 (なし)
	河口議長	質疑を終わり、これから討論を行います。 (なし)
	河口議長	討論なしと認め、これから議案第10号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なし)
	河口議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
	佐藤保健 福祉課長	日程第18、議案第11号「令和7年度士幌町介護保険事業特別会計補正予算〔第2号〕」を議題とします。 朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。 保健福祉課長、佐藤から議案第11号 令和7年度士幌町介護保険事業特別会計補正予算〔第2号〕についてご説明を申し上げます。 第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,876万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億1,244万円に改めようとするものでございます。 それでは、歳出からご説明申し上げますので、5ページをお開き願います。1款1項1目一般管理費につきましては、人事異動及び職員共済組合等の負担率変更に伴う補正のため、説明を省略させていただきます。 3款4項1目総合相談事業費につきましては、職員共済組合等の負担率の変更に伴い4節共済費を4,000円追加するもので、特定財源といたしましては国、地域支援事業交付金（その他事業）など、記載のとおりそれぞれ増額、または充当するものでございます。 5ページの下段に移りまして、5款1項2目償還金は、昨年度の保険給付費が確定したことにより、22節償還金利子及び割引料を国庫負担金返還金1,539万9,000円ほか記載のとおり合計で4,010万4,000円追加するもので、特定財源といたしましては前年度繰越金を同額充当するものでございます。 歳入につきましては、特定財源で説明しておりますので、省略させていただきます。 なお、6ページ、7ページには給与明細書を掲載しておりますので、ご参照お願ひいたします。 以上で説明を終わります。よろしくご審議を賜り、原案のとおり可決決定いただきますようお願い申し上げます。
	河口議長	これから質疑を行います。ありませんか。 (なし)
	河口議長	質疑を終わり、これから討論を行います。 (なし)

19	河口議長	<p>討論なしと認め、これから議案第11号を採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
	河口議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
		<p>日程第19、議案第12号「令和7年度士幌町介護サービス事業特別会計補正予算〔第3号〕」を議題とします。</p> <p>朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。特別養護老人ホーム施設長。</p>
	福田特養施設長	<p>特別養護老人ホーム施設長、福田より議案第12号 令和7年度士幌町介護サービス事業特別会計補正予算〔第3号〕についてご説明申し上げます。</p> <p>第1条、歳入歳出の予算の総額に歳入歳出それぞれ1,228万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億7,247万5,000円に改めようとするものであります。</p> <p>初めに、歳出からご説明いたしますので、5ページをお開き願います。1款1項1目施設介護サービス事業費につきましては、2節給料から4節共済費までは人事異動及び職員共済組合等の負担率変更に伴う補正のため、説明を省略させていただきます。次に、10節需用費につきましては、床暖房配管の漏水に伴う修繕及びエレベーターの非常用バッテリー及びベルトの交換に伴う修繕等により479万3,000円を追加するものであります。</p> <p>続きまして、歳入についてご説明いたしますので、4ページをお開き願います。3款1項1目一般会計繰入金に736万2,000円を追加し、また4款1項1目繰越金に492万5,000円を追加し、歳入歳出の均衡を図るものであります。</p> <p>なお、6ページ以降には給与費明細書を掲載しておりますので、ご参照願います。</p> <p>以上で説明を終わります。よろしくご審議を賜り、原案のとおり可決決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。</p>
		<p>これから質疑を行います。ありませんか。</p> <p>(なし)</p>
		<p>質疑を終わり、これから討論を行います。</p> <p>(なし)</p>
		<p>討論なしと認め、これから議案第12号を採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
		<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
		<p>以上で本日の日程は全て終了しました。</p>

次回は、9日午前10時から再開します。
本日はこれで散会します。

(午前10時42分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和　　年　　月　　日

議　　長

署名議員

署名議員